

2006年9月14日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

外来診療録，入院診療録，医用画像フィルムその他病歴に関する記録の保管及び整理事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2006年9月5日付けで諮問（第211号）された外来診療録，入院診療録，医用画像フィルムその他病歴に関する記録の保管及び整理事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は，「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由は，「3 審議会の判断理由」の(2)に述べるところにより認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理することの必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市民病院は，平成17年1月に県内で2か所目となる地域がん診療連携

拠点病院として厚生労働大臣から指定を受けた。地域がん診療連携拠点病院は、我が国に多いがん（悪性新生物）について継続的に全人的な質の高いがん医療の体制を確保するとともに、地域の医療機関と緊密な連携を図り、地域におけるがん診療に従事する医師等に対する研修の機会を提供し、必要ながん医療に関する情報提供を行うことにより二次保健医療圏を基本とする地域全体におけるがん医療水準の向上と患者の立場に立った医療体制の確立が期待されている。

近年、国におけるがん対策は、全国どこでも、誰でも質の高いがん医療を受けることができるよう「がん医療水準の均てん化の推進」を対策として掲げ、1984年から10年を区切りとして対がん戦略を実施している。この間の成果としては、遺伝子レベルでの病態解明、各種がんの早期発見法、標準的な治療法の確立などが挙げられる。さらに、2004年からの「第3次対がん10か年総合戦略」は、日本人の死亡原因の30%以上を占めるがんに対し、「がん罹患率と死亡率の激減」を目標に掲げ、がん研究の推進、がん予防の推進、がん医療の向上と社会環境の整備に取り組んでいる。

このような状況から本年2月には、地域がん診療連携拠点病院の機能を強化すべく、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」が示されている。この指針には、既に指定を受けている地域がん診療連携拠点病院に対し、平成20年3月末までに新たに示された指定要件を満たすよう求めており、「院内がん登録の実施」及び「都道府県が行う地域がん登録事業」に積極的に協力すること等が明記されている。このことから新たな指定要件を満たすためには、当院で管理している外来診療録及び入院診療録等の情報を利用せざるを得ないことから本審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報をも目的外に提供する必要性について

ア 目的外に提供する必要性

神奈川県は、「神奈川県悪性新生物登録事業」として、多発するがんについて、神奈川県医師会及びその他の医療機関の協力を得て、県下におけるがんの罹患の現状を把握し、集計、解析等を行っている。また得られた集計結果から、がん罹患状況を部位別、性別、地域別などで示し、経年比較したものを「神奈川県悪性新生物登録事業年報 ―神奈川のがん―」として公表し、県内の医療機関はもとより、県立図書館、県内の各行政センターにも配付している。このことから、本事業は、患者にとって必要となる良質な情報を一般に提供している公益性のある事業であるとともに、今後におけるがん対策の推進及び医療水準の向上に寄与するために必要不可欠な事業であることから、本事業に積極的に協力する必要があるものである。

なお、提供先である神奈川県立がんセンターは、神奈川県個人情報保護条例の実施機関であることからその適用はもとより、本事業に関し、神奈川

県悪性新生物登録事業実施要綱等により、個人情報保護に関する措置が講じられている。

イ 目的外に提供する相手方
神奈川県立がんセンター

ウ 引き渡し媒体
電子媒体（MO）

エ 目的外に提供する個人情報
氏名、性別、カルテ番号、生年月日、住所、診断名、病理組織所見、
診断年月日、診断方法、主たる治療、病巣のひろがり、病期、手術年月日、
外科的治療結果、発見の経緯、初発症状、喫煙歴、死亡年月日、
最終生存年月日

オ 実施時期
2006年11月実施予定

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

医療現場における本人への病名告知については、その説明責任から一般的になりつつあるが、1978年以降本県の死因の第1位はがんが占めており、実に3人に1人の方が亡くなっている。このことから、死に直結する可能性の高い疾病については未だ告知の難しさがあるのが現状であり、県への情報提供について本人通知することは、がんの告知となり、本人に対し精神的影響を与えることが大きく、診療に支障をきたすことが想定される。このことから、本人に通知することによって事業の目的の達成が困難になるため、本人に通知しないことについて合理的理由があると判断するものである。

(4) コンピュータ処理する必要性について

ア コンピュータ処理をする必要性について

院内がん登録とは、病院を受診した患者のすべてのがんについて診断・治療・予後に関する情報を集め、整理・保管し、集計・解析をする仕組みのことで、国立がんセンターから無償支給される院内がん登録システム（Hos-CanR2.0）を活用するものである。この登録システムは、厚生労働科学研究「第3次対がん10か年総合戦略研究」の補助を受け標準様式に基づく院内がん登録システムを効率的に行うために開発されたもので、自施設のがん診療の実態把握はもとより、部位別、病期別、年齢別、性別、あるいは治療別に集計、解析することができ、将来的にはこれらの情報を臨床研究への活用はもちろん、患者に提供することが可能となる。このことから、がん登録はがんの変化を把握し、新たな進展や治療内容の変更、追加などに対応しながら、正確な情報を通年で管理する必要がある、データ量も膨大になることから、事務の正確性、効率化を図るとともに、市民サービスの向上が図られる

ため、コンピュータ処理を行う必要性があるものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目及び実施時期について

必須項目（22項目）

氏名，患者 ID 番号，性別，生年月日，診断時住所（市区町村），診断年月日，来院経路，診断および初回治療が行われた施設の別，診断名コード，診断名，診断名治療前のステージ（病期分類），組織診断名コード，組織診断名，診断根拠，外科的治療の有無，体腔鏡的治療の有無，内視鏡的治療の有無，放射線治療の有無，化学療法の有無，生存最終確認日，死亡日，最終更新日

管理項目（4項目）

重複番号（腫瘍番号），予後調査結果，予後調査方法，登録年月日

標準項目（27項目）

診断時都道府県コード，診断時住所，当該腫瘍初診日，診断日1（診断根拠に基づく他施設診断日），診断区分（診断結果），治療方針，部位の側性，TNM分類T分類（原発腫瘍の進展度），TNM分類N分類（所属リンパ節転移），TNM分類M分類（遠隔転移），術後病理学的ステージ，pTNM分類pT分類，pTNM分類pN分類，pTNM分類pM分類，治療前進展度，術後病理学的進展度，診断根拠，病理組織標本由来，外科的・体腔鏡的・内視鏡的治療の結果，入院日，免疫療法・BRM，内分泌療法，肝動脈塞栓術，経皮的エタノール注入療法，温熱療法，レーザー等治療（焼灼），その他の治療

オプション項目（35項目）

診断時郵便番号，診断日（がんが最初に疑われた日），発見前自覚症状，発見経緯，症例区分，受診目的，告知状況，壁深達度，X線検査，内視鏡検査，超音波検査，腫瘍マーカー検査，CT/MRI検査，RI検査，細胞診，組織診，初回治療開始日，外科的治療施行日，体腔鏡的治療施行日，内視鏡的治療施行日，退院日，死因，死亡診断書発行，死亡場所，解剖の有無，予後調査日，国籍，最新郵便番号，最新住所，診療科，病棟，主治医，紹介元，紹介先，地域がん登録への届出

ウ システムの機器構成

	機 器	設置場所	台数 (台)
A	パソコン	病歴室	3
B	プリンタ	病歴室	1

エ 実施時期

2007年4月実施予定

(5) 安全対策及び日常的な処理体制について

藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市民病院情報セキュリティポリシーに基づき運用するとともに、ユーザー ID 及びパスワードの設定でアクセス制限、処理権限を設定する。また、端末機を操作する者は、診療情報管理士又は当該職員の管理下において業務を行う臨時的任用職員であり、当該職員は地方公務員法、藤沢市個人情報の保護に関する条例等に基づく守秘義務が課されることとなる。

なお、日常処理を行う事務室は、職員の退庁とともに施錠し、鍵は職員の出勤時まで警備員室で管理するものである。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

実施機関の説明によれば、神奈川県は、「神奈川県悪性新生物登録事業」として、多発するがん（悪性新生物）について、神奈川県医師会及びその他の医療機関の協力を得て、県下におけるがんの罹患の現状を把握し、集計、解析等を行っている。また得られた集計結果から、がん罹患状況を部位別、性別、地域別などで示し、経年比較したものを「神奈川県悪性新生物登録事業年報－神奈川のがん－」として公表し、県内の医療機関はもとより、県立図書館、県内の各行政センターにも配付している。このことから、本事業は、患者にとって必要となる良質な情報を一般に提供している公益性のある事業であるとともに、今後におけるがん対策の推進及び医療水準の向上に寄与するために必要不可欠な事業であることから、本事業に積極的に協力する必要があるものである。

また、提供先である神奈川県立がんセンターは、神奈川県個人情報保護条例の実施機関であることからその適用はもとより、本事業に関し、神奈川県悪性新生物登録事業実施要綱等により、個人情報の保護に関する措置が講じられている。

ただし、本人の意思を尊重する観点から、本人が情報の提供について拒否できるような体制を作ること、具体的には本人が情報提供を拒否した場合についてのガイドラインを作成することを条件として、目的外に提供する必要性が認められるものである。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関の説明によれば、1978年以降本県の死因の第1位はがんが占めており、実に3人に1人の方ががんにより亡くなっている。医療現場における本人への病名告知については、その説明責任から一般的になりつつあるが、死に直結する可能性の高いがんについては未だ告知の難しさがあるのが現状であり、県への情報提供について本人通知することは、がんの告知となり、本人に対し精神的影響を与えることが大きく、診療に支障をきたすことが想定される。このことから、本人に通知することによって事業の目的の達成が困難になるため、本人に通知しないことについて合理的理由は認められる。

ただし、本人に係る情報提供をする病院にかかるかどうかを決定する権利を保障する観点、及び前述の情報提供を拒否する権利を行使する機会を提供する観点から、院内での掲示及び広報等による周知を条件として、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認めるものである。

(3) コンピュータ処理する必要性について

ア コンピュータ処理する必要性

実施機関の説明によれば、院内がん登録とは、病院を受診した患者のすべてのがんについて診断・治療・予後に関する情報を集め、整理・保管し、集計・解析をする仕組みのことで、国立がんセンターから無償支給される院内がん登録システム（Hos-CanR2.0）を活用するものである。この登録システムは、厚生労働科学研究「第3次対がん10か年総合戦略研究」の補助を受け標準様式に基づく院内がん登録システムを効率的に行うために開発されたもので、自施設のがん診療の実態把握はもとより、部位別、病期別、年齢別、性別、あるいは治療別に集計、解析することができ、将来的にはこれらの情報を臨床研究への活用はもちろん、患者に提供することが可能となる。このことから、がん登録はがんの変化を把握し、新たな進展や治療内容の変更、追加などに対応しながら、正確な情報を通年で管理する必要があり、データ量も膨大になることから、事務の正確性、効率化を図るとともに、市民サービスの向上が図られるため、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関の説明によれば、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市民病院情報セキュリティポリシーに基づき運用するとともに、ユーザーID及びパスワードの設定でアクセス制限、処理権限を設定する。また、端末機を操作する者は、診療情報管理士又は当該職員の管理下において業務を行う臨時的任用職員であり、当該職員は地方公務員法、藤沢市個人情報の保護に関する条例等に基づく守秘義務が課されることとなる。

なお、日常処理を行う事務室は、職員の退庁とともに施錠し、鍵は職員の出勤時まで警備員室で管理するものである。

以上より、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上